

損 保

第2章

損 害 保 険 料 率

2023年2月改訂

日本アクチュアリー会

このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験(専門科目)を受験する方のための教材です。

各項目について見識のある方をお願いして執筆いただきました。

受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を取得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表すものではありません。

しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

テキスト部会(損保担当委員)

石黒 貴彦(個人会員)

大関 伸幸(あいおいニッセイ同和損害保険)

大友 貴人(三井住友海上火災保険)

片山 亮太郎(三井住友海上火災保険)

桑原 健太(損害保険ジャパン)

星野 吉孝(東京海上日動火災保険)

溝田 裕樹(東京海上日動火災保険)

安田 健造(損害保険ジャパン)

第2章 損害保険料率

2.1 保険料率の特徴	2-1
2.1.1 大数の法則と収支相等の原則	2-1
2.1.2 保険料率の要件	2-3
2.2 保険料率の規制	2-13
2.2.1 保険料率に対する規制の必要性	2-13
2.2.2 料率規制の諸方式	2-14
2.2.3 わが国の料率規制	2-18

2.1 保険料率の特徴

2.1.1 大数の法則と収支相等の原則

損害保険事業は、個別主体(家計または企業)について、将来の一定期間内の偶発災害による経済的損失をてん補する事業である。個別主体の払い込む(危険)保険料は、大数の法則により、経済的損失の対価として算出される。すなわち、この(危険)保険料総額は、支払われるべき保険金の総額に等しい(収支相等の原則)。

(1) 大数の法則

保険は、まず大数の法則の上に成立している。大数の法則とは、数学的に表現すると、ある確率事象が起こる確率を p とし、 n 回の試行の中でその事象の起こる回数を r とすれば、任意の正数 ε に対して、

$$\lim_{n \rightarrow \infty} P\left(\left|\frac{r}{n} - p\right| < \varepsilon\right) = 1$$

となることをいう。

すなわち、大数の法則とは、ある事象の起こる確率が毎回一定であるとき、試行回数を十分大きくとりさえすれば、その事象の起こる相対度数 r/n は、その事象が起こるための本来の確率に限りなく近づくということである。つまり、一見偶然と思われる事象も大量観察すればそこに一定の法則が見られるという原理であり、個々人によっては全く偶然である事故も、大量観察の結果、一定の確率で発生することが分かって初めて損害保険が成立する。すなわち、保険の対象となるのは個々人にとっては偶然な事故であるが、全体としては予見できるようなものでなければならない。逆に言えば、大数の法則が適用できるような危険集団がなければ保険を合理的に考えることは難しい。換言すれば、同

一危険にさらされた人が大量観察できる程多数でなければ合理的な保険は成り立ちにくいし、また同一危険にさらされた人の数は多数であってもそこから危険発生率を導き出すことができなければ、合理的な保険は成り立ちにくい。

保険が成立するためには、一定期間中にその危険集団において発生する事故の確率とともに、事故によって生ずる損害の大きさを見積もることが可能でなければならない。

(2) 収支相等の原則

保険は「損害を少数の人に重く負担させる代わりに多数の人に少しずつ分擔させる」(1601年エリザベス保険法前文)制度である。特定の事故(たとえば火災)の危険にさらされている同質の家屋を所有する者の集団の構成員の数が十分に大きな数 n であるとき、その事故により損害を受ける確率は r/n と推定できることは上で述べた。いま、 n 人のそれぞれから徴収する一定金額を P 、罹災者数を r 人、罹災者の家屋はすべて全焼したものとしてそれぞれに支払われる金額(保険に付された金額)を A とすれば、 n 人から徴収される金額の合計は nP であり、罹災者に支払われる金額の合計は rA である。保険事業は、

$$nP = rA$$

なる等式を成立させることによって営まれる(保険に付される家屋の金額を100万円とし、 $n = 10,000$ 戸、 $r = 50$ 戸とすれば、 $10000P = 5000$ 万円となるように P を定めれば、収支が釣り合うことを意味する)。

上式は、収入保険料(純保険料)と支払保険金が等しいことを示すものである。換言すれば、危険集団の構成員が支払う保険料の総額は、支払われる保険金の総額に等しくなければならない。これを収支相等の原則という。この原則はまた保険団体自足の原理、または、保険経営における確率論ともいわれる。

この原則は、保険事業における収入と支出との全体的関係を示すものである。

2.1.2 保険料率の要件

料率算定の際、我々が理想とするところは、保険金支払および保険会社の経費を賄い、なおかつ適正な利潤を確保するに十分であり、その一方でその水準が保険契約者の納得感を得られるもので、かつ他社との競争に堪えられる価格体系・水準を構築することである。

しかしながら、これに付随的な要件もまた重要である。要件の中には政府による規制に基づくものもあれば、保険事業経営の観点からのものもある。

(1) 料率に関する法的規制

料率算定に法的規制を課しているのは、一つには保険事業の健全性を確保するためであり、もう一つは社会的な配慮からのものである。とくに米国の各州保険法では、料率算定の法的規制として、料率は低すぎず(adequacy)、高すぎず(not excessiveness)、不当に差別的(not unfairly discriminatory)であってはならないと定めている。

これらを料率の三原則と呼んでいる。

なお、わが国でも、米国各州保険法と同様に、保険業法第5条第1項第4号および料団法第8条において、合理的かつ妥当で不当に差別的でないことを料率の要件としている。(2.2.3節を参照)

a. 低すぎないこと(Adequacy)

料率の adequacy 原則は、専ら保険事業の健全性の配慮から生じている法的規制である。これは保険会社間の無責任な料率競争を防止し、保険会社の支払不能を回避するために設けられている法的規制である。

保険会社の財産破綻をもたらす理由としては、資産運用の失敗などほかに

も多くあることから、料率が十分 (adequacy) であるからといって必ずしもその保険会社の支払能力を保証することにはならないが、不十分な料率が長期間継続したならば、その会社は確実に支払不能に陥るであろう。一般に保険種目ごとの見積りロスと経費を賄うに十分であるとき、料率は十分 (adequacy) であるとみなされている。料率が十分であることは、保険会社を支払不能から守り、また資産上優位にある保険会社が、劣勢の保険会社を市場から締め出すような過当料率競争を回避する機能を果たすことになる。

なお、adequacy の基準としては、次のように規定できよう。

「① 料率が保険会社にとって不当に低すぎず、② それを継続的に使用しても、保険会社の支払能力を危機に陥らせることがなく、③ その料率を使用することによって、競争関係から抜き出されたり、独占状態を作り出すようなことにならないとき、料率は十分であると言える。」 (Georgia Insurance Code, Section 56 ~507)

b. 高すぎないこと (Not Excessiveness)

この not excessiveness 原則は、保険購入者が不当に高い保険料率を課せられないように保護するため設けられている規制である。

米国においてこの not excessiveness は、次のように規定されている。

「① 料率が保険会社にとって不当に高すぎず、② その料率が適用される料率区分に関して地域的なある程度の競争関係が存在するとき、料率は高すぎないと言える。」 (Georgia Insurance Code)

つまり、この定義に従えば、料率が相当高い利潤を生むものであっても適度な競争関係が存在する限りにおいては、料率は高すぎるとはいえないことになる。ここで適度な競争関係が存在するかどうかの判断基準としては、①その地域において該当する担保商品を積極的に販売している保険会社の数、②競争関係にある会社の価格のばらつき具合、③それら保険会社間のマーケットシェアなどが考えられる。

したがって、ほんの一握りの保険会社しか当該マーケットで販売活動をしていないとか、販売活動を行っているすべての保険会社が同一の価格であったり、もしくは、1社が市場を独占しているような状態であるときには、十分な競争関係が存在しているとは言い難いことになる。

c. 不当に差別的でないこと(Not Unfairly Discriminatory)

この原則は“不当”に差別的であるということだけを禁止していることに留意する必要がある。差別という用語は、近年不公正という意味合いをもつようになってきているが、料率算定において合理的な理由のある差別(これは「区別」ともいえよう)は認められている。

たとえば、傷害保険や労働者災害補償責任保険において、職種による料率較差が設けられている。料率較差が、それぞれのもつ危険度を正確に反映したのになっている限りにおいては、その料率間に較差を設けることは合理的であり、それゆえ合法的である。不当に差別的であるとは、次のように定義されよう。

「両者間の予定ロスおよび経費に明らかな差異を見い出せないのにもかかわらず、両者の料率に較差があるとき不当に差別的であると言える。一方、危険度が同じであってもそれに付加すべき経費が異なるとか、逆に付加すべき経費が同じでも危険度が異なり、両者の料率較差が相当な正確性をもって求められている場合には、不当な差別があるとは言えない。また、同一集団とか包括契約上の加入構成員間で料率を広く平均化した場合については、料率が不当に差別的であるとは言わないであろう。」(Wisconsin Statutes, Section 625.11(4))

不当に差別的かどうかの論議は、言わば保険数理上の公平性に関することであり、各人が負担すべき保険料がそれぞれのもつ危険度に見合っているかどうかということである。

(2) 保険事業を営む観点からの料率の要件

保険事業を営む観点からみると、料率は次のような要件を満たすものでなくてはならない。

- ① 適度に安定していること
- ② ロスの変化に対して適度に対応可能なほど即応性があること
- ③ ロスコントロールを促進するものであること
- ④ 不測の事態に対しても十分な備えがあること
- ⑤ 簡素で、かつ容易に理解されるものであること

これらの要件の中には、互いに背反の関係にあるものもある。たとえば、安定性だけを重視すれば、ロス変化に対する適応性が十分に発揮できなくなるであろう。

その結果、実際の料率算定にあたっては、いくつかの要件の折衷が図られている。

a. 安定性

消費者の納得感を得るためには、料率が安定していることが必要である。保険料率が常に変動あるいは急激に変化することになれば、消費者は保険制度そのものに不満を持ち、料率をもっと厳格に規制するように行政当局に要請するとか、公的機関を通じて保険手当ができるように求めてくるかもしれない。

料率の安定性を高めるために、いくつかの技法が用いられている。たとえば、消費者の保険料負担上の影響を考慮して、一度にある所定割合を超えた料率の引上げは行わない、いわゆる激変緩和はその例といえる。

また、料率の安定性を高めるために用いられるもう一つの方法は、料率算定の際に用いる統計データから異常損害を除去する方法である。もちろん、料率算定時に異常損害を除去するとはいっても一切これを無視するわけではなく、長期観察に基づいた異常損害ローディングを行っている。つまり、ある所定額を超えた部分を合計し、これをその観察期間で除し、各年に薄く乗せるという

方法である。

料率安定性を確保するもう一つの方法は、データの長期観察に基づき料率を算定する方法である。観察期間を長期にすることにより、料率の安定性を確保する効果があるからである。しかしながら、あまりに観察期間を長くとり料率を算定すると、いくつかの問題を引き起こすことになる。たとえば、観察期間中のインフレーションや料率改定による影響を加味するため、支払保険金および保険料を現行水準に戻すための修正を行う必要がある。ところで、建築技術あるいは消防火技術の進歩などによるリスク構造の変化が、火災保険の支払保険金に何らかの影響を与えることも考えられるが、このための支払保険金の修正を行うのは、非常に厄介な問題である。

また、信頼性理論の技法を活用することも、料率の安定性を高める一つの方法である。

b. 即応性

即応性の問題は、料率は十分であるべきであるが、保険契約者の納得感が得られず、他社との競争に堪えられないほど高すぎてはならないという料率算定の基礎的要件から生じている。この要件を満たすためには、その危険度が増加すれば料率を引き上げ、減少すれば料率の引下げを行わなければならない。

たとえば、インフレーションにより賠償責任保険クレームコストが増加する場合には、料率もその増加分に見合うよう引き上げられなければならない。また、都市化が進展するに従い、交通量が増し交通事故が多発化すれば、自動車保険料率は、そのロス増加分に見合うように引き上げられなければならない。こうした対応は、とくに賠償責任保険のような実損てん補の保険において必要となる。

ところで、インフレーションにより財物の損害額もまた上昇することになるが、財物保険の場合には、付保割合が十分であれば保険金額も連動して上昇す

ることにより、ある程度その影響は相殺されることになろう。

トレンドファクターを用いることは、料率の即応性を高める一つの有効な方法となろう。過去のトレンドに基づき、将来の事故頻度や1件あたりの平均損害額を予測するためにトレンドファクターが用いられる。直近年度の統計ほど現状を反映しているので、料率の即応性を高めるにはできるだけ観察期間を短くすれば良いが、一方でデータ数の減少により信頼性が低下するという問題もある。

c. ロスコントロールを促進するものであること

ロスコントロールは保険契約者にとっても、また保険会社にとっても重要な意味がある。ロスコントロールは、事故頻度を減少させると同時に1件あたりの平均損害額を低減させる効果がある。

保険は、その保険加入者全員に経済的損害を薄く広く負担させることにより、実際に経済的損害を被った各人の負担を軽減する機能を有している。したがって、ロスコントロールによって保険契約者の負担すべき保険料の軽減という効果が生ずることになる。

またロスコントロールによって、保険契約者の購入しやすい料率水準を確保することができるから、保険の普及を促し保険会社の収益を安定化することにもなる。こうした理由から、料率体系はロスコントロールを促すよう工夫されている必要がある。

料率体系上、ロスコントロールを促す具体的な方法としては、いくつかが考えられる。

火災保険においては、建物料率は当該建物の火災損害危険度に基づき定められている。つまり、火災損害を被りにくい建物構造のものは、それだけ保険料率は低くなっている。また、スプリンクラー装置や屋内消火栓などの消火設備を備えているとか、その他損害を低減させる対策が講じられている場合には、料率の割引が行われることが多い。

自動車保険においても、保険契約者の事故歴に基づき翌年度の適用料率

に所定の割引・割増を課すという、いわゆるメリット・デメリット料率体系を具備している。企業保険分野で適用されているスケジュール料率、経験料率および優良戻し料率制度は、各々の保険契約者の防災努力あるいは成績に基づき料率調整を行うものである。ここで、スケジュール料率制度とは、保険契約者が防災対策に努力し、それが事故発生または被害額の低減効果があると認められる場合の料率の割引を行うものである。一方、経験料率や優良戻し制度は、保険契約者の防災努力が実際にロスの低減という形となって反映されたとき、初めて料率の割引を行うものである。

d. 不測の事態に対する備えがあること

保険料率算定は、将来のクレームや経費を予測する行為であり、そのために必要に応じて過去の統計データを用いることになる。完ぺきな統計データに基づく完ぺきな料率算定技法を用いたとしても、次に述べる二つの理由から、そのような将来予測が必ずしもうまくできるとは限らない。

第一に、時間とともに事情が変化し、それが事故頻度および1件あたり平均損害額に影響をもたらすためである。たとえば、インフレーションによって平均クレーム額の上昇、また法律の改正により、賠償責任保険クレームの件数および額の増加に見舞われることがある。

第二に、将来予測を行うために過去の統計データを用いるという際、それは大数の法則に基づいているためである。

大数の法則とは、ロスに影響を与える要因に全く変化がないものとしたとき、危険集団の規模が大きくなるに従い、将来生ずる実際のロスが過去の経験値によって求められた予定ロスにきわめて近い値になるということである。確かに、料率算定にとって大数の法則は最も有効な法則であるが、そこには依然として弱点があることに留意する必要がある。すなわち、危険集団規模が大きくなるに従い、実際のロスが予定ロスに近づくといっても両者は完全に一致することはないということである。その第一の理由は、ロス発生には常に偶然的要因が

つきまとうので、実績ロスが予定ロスに等しくなるほど大規模な危険集団が存在することは難しいこと、第二の理由は、料率算定者が将来のロス予測値として完全な信頼をおけるほど、料率算定に用いられる統計量が十分であることはほとんどあり得ないことである。信頼性理論の技法は、このような不十分な統計データから生ずる不確定性を調整する働きがあるが、完全な調整技法とはいえない。

つまり、大数の法則を適用する際の問題およびロスの発生には偶然性が働くことから、実績ロスを予定ロスに等しいものにはできない。言い換えれば、今日算出された料率は、その料率が実際に適用される期間に発生するロスに対して十分に見合うものになっているかどうか、料率算定者が絶対的な確信を持ってないということである。

したがって、料率の中には利潤に対する見積りと合わせて、ロスの予見不可能部分や偶然性によるばらつきの備えとして、不測の事態に対する見積り(安全割増)が加算されるのが一般的である。

e. 簡明であること

料率体系は、他の諸条件を満たしつつもできるだけ簡明であることが望ましい。契約の直接の募集に携わる代理店にとっても、料率適用の際のトラブルをなくし、経費をできるだけ抑制するためにも簡明であることが必要である。とくに、家計保険分野にあってはその保険料単価が比較的低いことから、保険料計算に多大な時間と労力を掛けることが許されないので、料率体系が簡明であることが重要な意味をもつことになる。また、保険購入者の立場からみても、料率体系が簡明な方が自らの保険料がどのように決定され、どのような措置を講ずれば保険料の低減につながるのかを理解することができることになる。

もちろん、この簡明というのは相対的なものであり、たとえば優良戻し料率制度は、家計保険分野の契約者にとっては複雑で受け入れ難いものかもしれないが、大企業の経験豊かな防災管理者にとっては容易に受け入れられるもの

である。

[参考]

平成8年の保険業法・料団法の改定以降急速に料率の自由化が進展した。以下に日本アクチュアリー会平成10年度年次大会での議論の一部を紹介するので、料率のあり方について学習する際の参考としていただきたい。

【保険の「市場原理」と消費者利益について】

「規制緩和」の理念と目的は、「市場」における自由な価格形成を通じての競争が経済の効率化と消費者利益の向上をもたらすということにあるが、この価格メカニズムが、「保険」についても適切に当てはまるかどうかには、本質的な疑問がある。一般の商品の場合は、市場での需要と供給の関係による取引価格であるが、「保険」の場合は、リスクに対応する「保障」のコストであり、事後的にしか確定しないものを、事前に予測したのが保険料である。保険事業の経営と、消費者利益の両面から考えて、保険料は、損害コストとしての純保険料に関するかぎり市場での需給関係で自由に決まるべき価格ではない。

このため、わが国では、保険業法・料団法の中でいわゆる料率の三原則が規定されている。

また、保険の自由化が進んでいるといわれるアメリカでも、(州により事情がかなり異なるが)最近の十数年間で規制が逆に強化されており、大衆分野において、競争が促進されている反面でかなり強い規制が加えられている州も多いようである。

その第一の理由は、保険料引下げの行き過ぎと反動的な引上げの繰り返しで、いわゆる「アンダーライティング・サイクル」の振幅が大きすぎる傾向が強いということである。カリフォルニア州では、自動車保険などの大幅料率引上げに強く反発した住民の「提案103号」があり、届出も不要の自由競争の州から、最も規制の厳しい事前認可制へと大転換をしている。

第二の理由は、特に生活上必需の大衆保険(自動車保険、住宅総合保険等)では、保険料水準を出来るかぎり抑制することが保険行政の重要な課題であるので、この面からの規制が必要とされていることである。この観点での規制にも二つの面がある。一つは、「適正」の限度をも考慮しながら、直接的に上限を押さえ、あるいは自由な競争

の幅を制限して、抑制と安定化をはかる「規制」である。もう一つは、消費者から見えにくい保険の「市場」を機能させ、市場での競争によって消費者利益を向上させるために、保険の付け方の手引き、商品・価格の比較情報、州によっては会社別の苦情の状況に至るまで、行政当局(州の保険局)が消費者向けに情報開示をしていることである。これでも十分ではないようだが、このようにしなければ、保険の「市場原理」は消費者利益の向上をもたらし得ないという、難しさが例示されていると思う。

保険会社の自由な競争がアメリカでは理想的には機能せず消費者から批判と反発を受けている背景には、また、消費者要求が高まっているため、各州の政治・法規、保険行政の面でこれに対応せざるを得なくなっている状況がある。大衆保険の保険料率水準に関しては、その算出基準、リスク細分の要素の取り入れ方についても、根強い不満と要求の動きがある。カリフォルニア州の「提案103号」も、地域別を自動車保険の保険料算出要素から除外せよという要求を含んだものである。年齢、性別、未婚・既婚別などについても、個人の努力とは関係のない属性によって保険料に差をつけるのは不公平な差別だとして反対する動きなど、社会的な圧力が強くなっているようである。

ひるがえって、日本の保険市場で今後急速に進めることになった規制緩和・自由化の枠組みを考えてみると、特に損保の保険料については、アメリカの各州と比較しても、最も進んだ段階の自由化をめざすものとなっている。「市場原理」による保険業の競争の難しさについては、わが国では戦後の苦い経験があるが、今日のアメリカでも多くの事例がそれを実証している。

『アクチュアリージャーナル』(1999年3月ワークショップ特別号)より要約抜粋

2.2 保険料率の規制

2.2.1 保険料率に対する規制の必要性

保険事業は多数の保険契約者から徴収した保険料を管理運用し、保険契約において特定された事故が起こった場合に保険金を支払う事業である。したがって、保険事業が適切に運営されているかどうかは保険契約者のみならず、国民経済に与える影響は大きい。そこで、保険会社による保険事業および保険の募集については行政監督が行われており、保険料率に対する規制もこの一環である。

損害保険は、保険契約締結の時点では原価不明であり、保険期間が終了し、保険金がすべて支払われるまで分からないため、保険料率の算定を損害保険会社の裁量のみにかかせておくと契約引受けにおける条件を有利にするために、過度の料率引下げ競争が行われることもあり得る。

一般企業では、まず、原価を割って商品を販売することは、よほどの例外を除いてあり得ないが、損害保険では、前述のように、その特殊性から楽観的・希望的判断に立てば、その原価を安く見積もることが可能なため、結果的に原価を割って販売することがあり得ることとなる。

また、それがこうじて不健全な過当競争に陥った場合には、保険会社の資産内容を悪化させ、事故発生時に保険金の支払不能の事態を招くこともあろう。このように、保険会社の過当競争によって保険利用者に不測の損失を与えたことも過去の歴史の中では、実際に起きていたことである。

適正な保険料率を算定し、これを維持し、保険会社の支払能力を確保することは、保険契約者の利益保護となるとともに、損害保険事業運営上、不可欠のことであり、保険料率にも規制・監督が行われる必要がある。

しかし、一方で規制をあまりに厳しくしすぎることは、保険会社自身による採算の認識や消費者ニーズへの対応の意識および独自の経営への意欲を低下させるというデメリットもあることなどから、実際には、両者のバランスを勘案して、それぞれの国情や保険種目の事情に応じて種々の料率規制が行われているといえよう。

2.2.2 料率規制の諸方式

料率を規制する方式は、全く保険会社の自由競争にゆだねる自由料率から、反対に、政府当局が料率を定めてしまう国(州)定料率まで幅広く存在する。

世界各国の保険行政は、直接的にせよ間接的にせよ何らかの形により料率を規制しているが、最近の傾向として規制を緩くする例が多い。

わが国の料率規制制度は、米国に範をとり、1948年に「損害保険料率算出団体に関する法律」により事実上スタートしたものである。以下に米国を中心として用いられている料率規制方式を、厳しいものから順に8方式挙げることにしたい。

(1) 国(州)定料率制度

これは文字どおり政府当局が料率を定め、管轄下のすべての保険会社が遵守を義務づけられているものであり、最も厳しい料率規制方式である。

(2) 強制料率団体制度

当該国または州で営業する保険者は、すべて料率団体の会員になることが義務づけられ、料率団体はその事業として料率の事前認可を取得しなければならない制度である。

なお、会員は、当局の認可を得て、料率団体が算出した料率と異なる水準の料率を使用することができるとする場合もあるが、その手続はきわめて煩雑であり実効性に乏しい。

(3) 事前認可制度

この方式は、保険会社あるいは料率団体が料率およびその基礎となるデータをあらかじめ当局に提出・申請し、当局の審査を経て認可を取得したのち、当該料率の使用を許されるものである。

なお、アメリカには、保険庁の審査期間という一定の待ち時間が定められ、申請後待ち時間を経過した場合には当該申請料率は認可(黙認)されたものとして使用を許す方式を採用している州もある。ただし、この場合でも、一定の要件(例:料率の三原則)を満たさない料率については、事後であっても当局にその取消権限を与えている。

(4) 修正事前認可制度

この方式は、事前認可制度とファイル・アンド・ユース制度の混合方式である。すなわち、純率(危険保険料)部分の変化による料率改定の場合には、原則として届け出後直ちにその効力を発するが、経費率の変更、あるいは料率区分の変更を伴う料率改定の場合には、事前認可が必要となる。

(5) フレックス・レーティング・システム

保険会社が料率改定を行う際、一定の幅の範囲では自らの裁量で行えるが、これを超える保険料の引上げまたは引下げを行う場合には、事前認可を要する制度である。

この制度は、米国において保険危機を通じ競争料率制度が、期待する市場メカニズムとして必ずしも機能しないことが明らかとなり、その反省から創設されたもので、言わば競争料率制度から事前認可制度への部分的な復帰が行われたものといえる。

(6) ファイル・アンド・ユース制度

この制度によれば、料率は当局の認可行為は必要とせず、保険会社または

料率団体の届出後直ちに実施される。したがって、実質的認可不要制度ともいえよう。もちろん、この方式のもとであっても、元来料率が兼ね備えるべき要件(料率の三原則)は当然ながら要求されており、満たしていない場合には却下されることもある。

料率団体が届け出た場合でも、料率団体が算出した料率が参考料率(アドバイザリーレート)にすぎない場合は、会員会社は当該料率を遵守する必要はない。

なお、ファイル・アンド・ユース制度は、行政の運用の仕方によりその性格を大きく変えるものである。すなわち、厳しく管理することにより、事前認可制度に近いものにすることも可能であり、一方緩く管理することにより事実上届出不要制度に近いものにすることも可能だからである。

(7) ユース・アンド・ファイル制度

料率は使用後直ちにその効力を発するが、その後一定期間以内に当局に届け出る義務がある。

(8) 届出不要制度

自由競争料率といえるもので、当局への届出や認可は一切必要でなく、保険会社が定めた料率が直ちに使用可能となる。ただし、保険会社が自分であらかじめ設定した基準から外れて引き受けるという自由は、認められていないことに注意する必要がある。

EC指令により、現在ではEU諸国すべてが全保険種目でこの方式を採用しており、米国でもいくつかの州で採用されている。なお、保険会社および料率団体は使用料率に関する十分なデータ・資料を保持していなければならず、当局の求めに応じ閲覧可能な状態にしておく義務を有する。

以上の料率規制の方法をまとめると表2-1のとおりとなる。

表2-1

料率制度の形態	内 容
(1) 国(州)定料率制度	保険会社が遵守すべき料率について、国(州)保険庁が定め、これを公示する。
(2) 強制料率団体制度	保険会社が保険種目を引き受ける際には、料率団体の会員であることが義務づけられており料率団体は料率の事前認可を得なければならない。
(3) 事前認可制度	料率およびその根拠資料の州保険長官への届出を要し、認可を必要とするか、あるいはある所定期間経過までその料率は効力を発しない。
(4) 修正事前認可制度	この制度の形態は、事前認可制度と、ファイル・アンド・ユース制度の混合である。つまり純率部分の変化による料率改定のときには、届出後即実施、一方経費率の変化あるいは料率区分の改定のときには、事前認可の対象となっている。
(5) フレックス・レーティング・システム	料率改定の際、一定幅の範囲では自らの裁量で行えるが、これを超える場合は事前認可を要する。
(6) ファイル・アンド・ユース制度	料率は保険庁官による認可行為を必要とせず、届出後即実施される。料率団体が算出した料率がアドバイザー料率であれば会員は遵守する必要はない。
(7) ユース・アンド・ファイル制度	ある特定期間まで届出を行うことなく、料率が即実施される。
(8) 届出不要制度	料率の届出もしくは保険長官による認可など一切の定めがなく、保険会社の定めた料率が即実施される。

ところで、欧米においては事前規制としての届出義務が緩和・廃止されたところも含めて、事後規制における保険監督当局の検査項目として、財務内容

の状況等とともに、契約者保護等のために、保険会社が使用している料率や約款も対象となっている。料率は認可や届出の要否にかかわらず料率三原則への適合が求められることと、収支を無視した料率のダンピングを防止するため、これらを担保する手段としての事後検査は、事前規制を緩和する場合に必要かつ重要なものであるといえよう。

2.2.3 わが国の料率規制

(1) わが国の保険料率

わが国の損害保険料率の算定方法としては次の3種類がある。

- ① 各保険会社が純率、付加率とも独自に算定する料率
- ② 料率団体が算出した参考純率と各保険会社が独自の付加率により算定する料率
- ③ 料率団体が算出した基準料率

また、料率は適用値の自由度により次のとおり分類できる。

① 一定料率

保険の目的およびリスク区分別に料率が特定されるもの。

② 幅料率、範囲料率

保険の目的およびリスク区分別に一定の範囲で料率を定め、その範囲内においてリスクの実態により適用料率を定めるもの。

③ 標準料率

一定の標準となるべき料率が定められており、保険契約の都度、リスクの実態により修正して適用できる料率であり、その修正幅に関する規定はない。

④ 自由料率

認可上は標準となる料率すら定めず、個々のリスクの実態、海外再保険市場の動向、その他により個別に定める料率。

(2) 保険業法による規制

料率は「保険業法」により規制されている。以下「保険業法」による保険会社の一般規制の概略をながめながら、「保険業法」における料率の規制の概要を見ていくこととする。

a. 免許主義

保険業を行うためには、内閣総理大臣の免許を要する。保険業の免許は、生命保険業免許および損害保険業免許の2種類で、同一の者が受けることはできない。

免許申請の手続は保険業法第4条に記載されているが、この免許は、保険会社の設立要件ではなく、事業開始の要件である。ここでいう「免許」とは「許可」と変わりなく、一定の行為に対する一般的な禁止の解除を意味する。免許を受けずに保険業を行った者は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処せられる(保険業法第315条)が、その行った保険契約は私法上有効と解される。

保険業法

(免許)

第3条 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項の免許は、生命保険業免許及び損害保険業免許の2種類とする。

3 生命保険業免許と損害保険業免許とは、同一の者が受けることはできない。

4 生命保険業免許は、第1号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第2号若しくは第3号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

一 人の生存又は死亡(当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。)に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険(次号ハに掲げる死亡のみに係るものを除く。)

二 次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずる

ことのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険

イ 人が疾病にかかったこと。

ロ 傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態

ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡

ニ イ又はロに掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの(人の死亡を除く。)

ホ イ、ロ又はニに掲げるものに関し、治療(治療に類する行為として内閣府令で定めるものを含む。)を受けたこと。

三 次項第1号に掲げる保険のうち、再保険であって、前2号に掲げる保険に係るもの

5 損害保険業免許は、第1号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第2号若しくは第3号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

一 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険(次号に掲げる保険を除く。)

二 前項第2号に掲げる保険

三 前項第1号に掲げる保険のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間(以下この号において「海外旅行期間」という。)における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかった疾病を直接の原因とする当該人の死亡に関する保険

(以下略)

(免許申請手続)

第4条 前条第1項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 資本金の額又は基金の総額

三 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社(監査等委員会を置く株式会社又は相互会社をいう。第8条の2第1項第2号、第249条の2第3項、第272条の2第1項第3号及び第333条第1項第17号において同じ。))にあつては取締役、指名委員会等設置会社(指名委員会、監査委員会及び報酬委員会(以下「指名委員会等」という。))を置く株式会社又は相互会社をいう。第8条第1項、第8条の2第1項

第1号、第136条の2第1項、第272条の2第1項第3号及び第272条の10第1項において同じ。)にあつては、取締役及び執行役)の氏名

四 受けようとする免許の種類

五 本店又は主たる事務所の所在地

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 定款

二 事業方法書

三 普通保険約款

四 保険料及び責任準備金の算出方法書

3 前項の場合において、同項第1号の定款が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。第309条第1項及び第4項第2号を除き、以下同じ。)で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録を添付することができる。

4 第2項第2号から第4号までに掲げる書類には、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

b. 基礎書類

保険業免許申請には、保険業法第4条第2項に掲げる4種類の書類(一般に「基礎書類」と呼ばれる。)を添付しなければならない。また、基礎書類の内容を変更するには、保険業法第123条の規定により金融庁長官¹の認可を受け

¹ 保険業法による権限の多くは金融庁長官に委任されている。保険業法施行規則に業務ごとに記載されている場合もあるが、保険業法第313条第1項「内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。」の包括的な権限委任規定により、特段の定めがない限り、保険業法による権限は金融庁長官に委任されている。

るか、もしくは金融庁長官に届出(保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める事項²を変更する場合)をしなければならない。

保険業法

(事業方法書等に定めた事項の変更)

第123条 保険会社は、第4条第2項第2号から第4号までに掲げる書類に定めた事項(保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める事項を除く。)を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 保険会社は、前項に規定する書類に定めた事項を変更しようとする場合で、同項の内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更しようとする旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

保険業法で定められた基礎書類のうち、保険料率に関するものとしては、「保険料及び責任準備金の算出方法書」がある。すなわち、保険料率はこの基礎書類の認可もしくは届出という行為の中で、主務官庁の規制を受けている形態となっている。

① 定款

定款とは、会社の組織および運営に関する根本的規制を示したものであり、会社の行為能力は定款の範囲内に限られる。定款の記載事項は株式会社と相互会社により異なる。株式会社の場合、会社法第27条に掲げる事項を、相互会社の場合には保険業法第23条第1項に掲げる事項を記載することが定められている。

会社法第27条に規定される株式会社の定款の記載事項は、下記のとおりである。

² 変更につき、認可を要さず、届出を行う事項は、保険業法施行規則第83条に列挙されている。

- 目的
- 商号
- 本店の所在地
- 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額
- 発起人の氏名又は名称及び住所

② 事業方法書

保険会社の保険業経営に関する方針を規定した書類である。事業方法書はあくまでも保険業を運営する保険会社が従うべき方法を定めた規則であり、これにより保険契約者や被保険者を拘束するものではない。

事業方法書に記載する事項については、保険業法施行規則第8条に定められている。

保険業法施行規則

(事業方法書の記載事項)

第8条 法第3条第1項の免許の申請者(以下この条から第10条までにおいて「免許申請者」という。)は、次に掲げる事項を法第4条第2項第2号に掲げる書類に記載しなければならない。

- 一 被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類(再保険を含む。)の区分
- 二 保険金額及び保険期間に関する事項
- 三 被保険者又は保険の目的の選択及び保険契約の締結の手続に関する事項
- 四 保険料の收受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項
- 五 保険証券(保険法(平成20法律第56号)第6条第1項、第40条第1項又は第69条第1項の書面をいう。以下同じ。)、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項
- 六 保険契約の特約に関する事項
- 七 保険約款の規定による貸付けに関する事項
- 八 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項

2 免許申請者は、特別勘定(法第118条第1項の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この章から第5章までにおいて同じ。)を設ける場合においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、特別勘定を設ける保険契約が、第83条第1号イからカまでのいずれかに掲げるものに該当する場合においては、第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

- 一 特別勘定を設ける保険契約の種類
- 二 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法
- 三 保険料の全部又は一部を特別勘定に振り替える日

3 免許申請者は、積立勘定(第30条の3第1項(第63条において準用する場合を含む。)の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第11条において同じ。)を設ける場合においては、第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 積立勘定を設ける保険契約の種類
- 二 保険料のうち積立勘定に経理されるもの
- 三 積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法

③ 普通保険約款

保険契約の内容のうち一般的に共通な事項をあらかじめ規定したものであり、別段の特約がない限り、この普通保険約款が契約に使用される(保険契約の附合契約性)。これにより保険会社は大量の取引を、迅速かつ公平に行うことができるようになるが、その内容いかんでは保険契約者に不利に働く可能性があるため、普通保険約款を基礎書類の一つとして定め、その内容につき内閣総理大臣の認可もしくは届出を要するものと定めている。

普通保険約款に記載する事項については、保険業法施行規則第9条に定められている。

保険業法施行規則

(普通保険約款の記載事項)

第9条 免許申請者は、次に掲げる事項を法第4条第2項第3号に掲げる書類に記載

しなければならない。

- 一 保険金の支払事由
- 二 保険契約の無効原因
- 三 保険者としての保険契約に基づく義務を免れるべき事由
- 四 保険者としての義務の範囲を定める方法及び履行の時期
- 五 保険契約者又は被保険者が保険約款に基づく義務の不履行のために受けるべき不利益
- 六 保険契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務
- 七 契約者配当(法第114条第1項に規定する契約者配当をいう。以下この章から第5章まで及び第12章において同じ。)又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲

なお、普通保険約款に対する例外を定めた約款を特約条項または特別約款というが、これらについては事業方法書の記載事項とされている。

④ 保険料及び責任準備金の算出方法書(以下「算方書」)

保険料の算出方法、責任準備金の算出方法などを記載する書類である。保険料は、保険金支払に充てられる純保険料と、保険会社の経費・費用等に充てられる付加保険料からなっているが、2006年度実施の保険業法施行規則改正により純保険料のみの記載が求められることとなった。保険業法施行規則改正以前は、予定損害率に関する事項および予定事業費率に関する事項の記載が求められていた³。

³ 付加保険料に関する審査基準は、各社の経営努力を保険料引き下げに反映しやすいよう2006年度に削除された。付加保険料については、監督指針で次を求めており、事後検証＝モニタリングの対象とされている。

「社内規定等に定める付加保険料の算出方法が合理的かつ妥当なものであり、かつ、その算出された付加保険料が不当に差別的なものとなっていないことが確保さ

責任準備金は、保険会社が負担した保険契約上の責任、すなわち将来の保険金支払と各種返れい金の支払の義務を履行するために積み立てる準備金である。

これらの事項は、保険契約者等の保護とともに、保険業の健全性を確保することが重要であるとの観点から、保険業免許の添付書類の一つとされている。「算方書」に記載する事項については、保険業法施行規則第10条に定められており、損害保険会社の場合は、下記のとおりである。

保険業法施行規則

(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)

第10条 免許申請者は、法第3条第4項の生命保険業免許の申請の場合にあつては第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を、同条第5項の損害保険業免許の申請の場合にあつては第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項（第3号に掲げる事項にあつては第70条第1項第1号イの保険料積立金（以下この条において単に「保険料積立金」という。）を計算する保険契約又は同項第3号の払戻積立金を積み立てる保険契約に係る事項に、第4号に掲げる事項にあつては社員に対する剰余金の分配又は契約者配当を行う保険契約に係る事項に、第6号に掲げる事項にあつては保険料積立金を計算する保険契約に係る事項に、それぞれ限るものとする。）を、法第4条第2項第4号に掲げる書類に記載しなければならない。

- 一 保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項
- 二 責任準備金(法第116条第1項の責任準備金をいう。以下この章から第8章までにおいて同じ。)の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項

れているか。特に、付加保険料の割増引きを設定する場合には、契約方法、保険料の払込方法等に基づいたものとなっており、事実上の特別利益の提供(法第300条第1項第5号)になっていないことに留意する。」

- 三 返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額(以下「契約者価額」という。)の計算の方法及びその基礎に関する事項
- 四 第30条の5第1項第1号の社員配当準備金又は第64条第1項の契約者配当準備金及び社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項
- 五 未収保険料の計上に関する事項
- 六 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項
- 七 純保険料(保険料のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものをいう。第122条及び第211条の6において同じ。)に関する事項
- 八 その他保険数理に関して必要な事項

c. 料率の三原則

保険業法(第5条第1項第4号)では、算方書の審査基準⁴について以下のとおり規定している。

保険業法

(免許審査基準)

第5条 内閣総理大臣は、第3条第1項の免許の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(中略)

四 前条第2項第4号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

⁴ 実際の審査等の過程において、金融庁と保険会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したものとして、保険商品審査事例集が金融庁から公表されている。

- ロ 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ハ その他内閣府令で定める基準

保険業法第5条第1項第4号ハのその他内閣府令で定める基準は、保険業法施行規則第12条に規定されている。

d. 料率の認可制と届出制

わが国の保険料率は、規制緩和・自由化の進展につれ、事前認可制から事前認可制の枠内としてのファイル・アンド・ユースやユース・アンド・ファイルの導入、更には保険業法上の届出制の導入が行われ、現在、自動車保険と第三分野保険の家計向け商品などを除き、火災保険を始めとして多くの種目や商品が届出制となっている。(保険業法施行規則第83条参照)

① 認可制

イ. 事前認可制度

各会社が、料率およびその基礎となる資料をあらかじめ金融庁長官に提出・申請し、審査を経て認可を取得したのち、当該料率の使用を許されるもの。

ロ. ファイル・アンド・ユース

各会社が料率を算出し、金融庁長官に届け出て、一定期間内(たとえば30日以内)にとくに異議がなければその期間が経過した後使用できるもの(このような手続を事業方法書、または算方書の中で明記し、認可を得ている)。

ハ. ユース・アンド・ファイル

各会社が料率を算出し、契約締結後一定期間内に金融庁長官に届け出るもの(同上)。

② 届出制

各会社が料率を算出し、金融庁長官に届出を行い、90日以内に金融庁長

官が変更命令を出さなければその期間が経過した後使用できるもの(保険業法第125条)。手続としては上記ファイル・アンド・ユースに近いが、本制度は認可制度の枠外における届出制として規制されている点が異なる。施行規則第83条に対象となる保険種目が列挙されている。

(3) 料団法による規制(参考純率制度・基準料率制度)

平成10年7月1日の「損害保険料率算出団体に関する法律」(以下「料団法」)改正により、料率団体の算出した料率の遵守義務が廃止され、参考純率制度および基準料率制度が新たに導入された。以下、料団法の概要を通じてこれらの制度の概要を見ていくこととする。

a. 料団法の目的

料団法の目的は、公正な保険料率算出の基礎とし得る参考純率等を算出する料率団体の適切な運営を確保し、損害保険事業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護を図ることである(料団法第1条)。

b. 料率団体の設立

2以上の損害保険会社は、内閣総理大臣の認可を得て料率団体を設立できる(料団法第3条)。ここにいう損害保険会社とは、生命保険会社(いわゆる第三分野の保険の引受けを行う範囲において)および特定法人(英国ロイズ等)を含む(料団法第2条)。

c. 参考純率制度

平成10年7月の改正により、従来のある「算定会料率制度」は、遵守義務のない参考純率制度に改められた。したがって、参考純率については保険会社として直接的に規制を受けるものではない。しかし、料率団体の参考純率の算出について主務官庁が料率三原則への適合性審査を行うことから、会員会社が参考純率を使用して商品・料率の認可申請を行う場合に、主務官庁は料率団体の届出内容から乖離した部分のみを審査するというような、認可

手続が効率化されるという効果がある。

① 定義

会員による保険料率算出の基礎とし得るものとして、料率団体が算出した純保険料率をいう(料団法第2条)。参考純率は、合理的かつ妥当なものでなければならない、また、不当に差別的なものであってはならない(料団法第8条)。これはいわゆる料率三原則であるが、これについては後述する。

② 参考純率対象種目

参考純率対象種目は損害保険料率算出団体に関する内閣府令第3条により、以下のとおり定められている。

- 火災保険
- 傷害保険
- 自動車保険
- 医療費用保険
- 介護費用保険

③ 参考純率の届出

料率団体は、参考純率を次に掲げる事項を記載した書類を添付して主務官庁に届け出なければならない(料団法第9条)。

- 参考純率の算出方法
- 届出の理由
- 法第8条に適合するか審査をするために参考となるべき事項

④ 適合性審査

主務官庁は、届出のあった参考純率が料団法第8条の規定に適合するかどうか(料率三原則の見地から適合しているか)の審査を行い、届出を受理した日の翌日から起算して30日以内に、その結果を料率団体に通知しなければならない。料率団体は、前通知を受けたときは、遅滞なく、会員会社に対してその旨の通知を行わなければならない(料団法第9条の2)。

⑤ 会員による保険業法上の認可申請・届出

料率団体の会員(各保険会社)が、料団法第8条(料率三原則)に適合する通知を受けた参考純率を基礎として算出した保険料率の認可申請または届出を行った場合には、主務官庁は当該参考純率の適合性を勘案して、審査を行うものとする(料団法第9条の2)。

d. 基準料率制度

現在、基準料率は「自賠償保険」と「(家計)地震保険」が対象となっている。これらはいずれも被害者(被災者)救済を目的とした公的保険である。基準料率については、付加保険料率部分も含め料率団体が算出、主務官庁に届出を行うことによって、会員会社が保険業法上の認可を受けたとみなされることから、会員会社はその内容について間接的に規制を受けていることとなる。なお、料団法上、基準料率についての遵守義務規定は存在しない。

① 定義

料率団体が算出する保険料率であって、この法律に基づく届出その他の手続を経たときはその会員によるその使用につき保険業法の規定による認可または届出があったものとみなされるものとして算出するものをいう(料団法第2条)。

基準料率は純保険料率のみからなる参考純率とは異なり、純保険料率と付加保険料率から構成されている。基準料率の算出は独禁法適用除外とされているが、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者または被保険者の利益を不当に害することとなるときはこの限りではない(料団法第7条の3)。料率三原則の規定は参考純率同様に適用される(料団法第8条)。

② 基準料率の対象種目

基準料率の対象種目は、料団法第3条第5項に以下のとおり規定されている。

損害保険料率算出団体に関する法律

(料率団体の設立)

第3条 (中略)

5 料率団体が基準料率の算出を行うことができる保険の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定に基づく自動車損害賠償責任保険
- 二 地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)の規定に基づく地震保険

③ 基準料率の届出

料率団体は、基準料率を次に掲げる事項を記載した書類を添付して主務官庁に届け出なければならない。また、届出をした基準料率を公告し、および届出が受理された日を会員に通知しなければならない(料団法第9条の3)。

- 基準料率に係る純保険料率
- 基準料率に係る付加保険料率
- 基準料率の算出方法
- 届出の理由
- 法第8条に適合するか審査をするために参考となるべき事項
- 予定損害率
- 予定事業費率

④ 公正取引委員会への通知

主務官庁は、基準料率の届出を受理した場合、遅滞なく、公正取引委員会に対し、その旨を通知しなければならない(料団法第9条の3)。

⑤ 利害関係人の資料閲覧、異議の申出

損害保険会社、保険契約者、被保険者その他の利害関係人は、料率団体に対し、基準料率に関する資料の閲覧を求めることができる(料団法第10条)。

また、基準料率について不服があるときは、主務官庁に対して異議を申し出ることができる(料団法第10条の2)。

⑥ 範囲料率使用の届出

会員会社は、料率三原則の適合性審査期間(原則届出受理日から90日)後、基準料率を中心とした一定の範囲内の料率(範囲料率)を使用するときは、主務官庁に届出を行うことができる(料団法第10条の4)。

ただし現在は、自賠償保険は自賠法第26条の2第2項により範囲料率の適用が除外され、地震保険は内閣府令(損害保険料率算出団体に関する内閣府令)第13条により範囲料率の範囲は「零」とされているため、実質上は一定料率で運営されている。

⑦ 基準料率の届出撤回、変更届出の命令

内閣総理大臣は、適合性審査により基準料率が料率三原則に適合しないと認めた場合には、適合性審査期間内に、料率団体に対して当該基準料率の届出撤回または変更の届出を命じなければならない(料団法第10条の5第3項)。

e. 料率の三原則

基礎書類の一つである保険料及び責任準備金の算出方法書に記載される保険料率が料率の三原則を満たさなければならない(保険業法第5条第1項第4号)ことは前述したが、当然のことながら、参考純率および基準料率も料率の三原則を満たす必要がある。これについては、料団法第8条に規定されている。

損害保険料率算出団体に関する法律

(参考純率及び基準料率の原則)

第8条 料率団体の算出する参考純率及び基準料率は、合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであつてはならない。

また、「合理的」、「妥当」、「不当に差別的でない」のそれぞれの要件については内閣府令(損害保険料率算出団体に関する内閣府令)第5条に詳しく規定されている。保険業法第5条に規定する料率の三原則には同様の詳しい規定はないが、料率の三原則の考え方は共通であり、それぞれ同様の要件が求められるものと解される。

損害保険料率算出団体に関する内閣府令

(参考純率の適合性審査等)

第5条 金融庁長官は、法第9条第1項の規定による届出のあった参考純率又は法第9条の3第1項の規定による届出のあった基準料率が法第8条の規定に適合するかどうかを審査するに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たすかどうかを審査するものとする。

- 一 合理的であるかについては、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。
 - イ 参考純率又は基準料率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、算出を行う保険の種類及び担保する危険に照らし、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであること。
 - ロ 参考純率又は基準料率の算出が、保険数理に基づく科学的方法によるものであること。
- 二 妥当であるかについては、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 参考純率 保険料率のうち、将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分として過不足が生じないと認められるものであること。
 - ロ 基準料率 保険契約を申し込もうとする者にとって保険契約の締結が可能な水準であるとともに、基準料率に係る範囲料率(法第10条の4第1項に規定する範囲料率をいい、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第26条の2第2項の規定により基準料率とされた範囲料率を含む。第12条において同じ。)を使用する会員の業務の健全性を維持する水準であること。
- 三 不当に差別的でないかについては、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たすこと。

イ 参考純率 参考純率に係る危険の区分及び当該参考純率の水準が、当該危険の区分の間の実態的な危険の格差に基づき適切に設定されていること。

ロ 基準料率 基準料率に係る危険の区分及び当該基準料率の水準が、当該危険の区分の間の実態的な危険の格差並びに保険の引受けに伴い支出すると見込まれる費用(将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものを除く。)の格差に基づき適切に設定されていること。

(4) 独占禁止法の適用除外

a. 独占禁止法

1945年の第二次世界大戦終了とともに、わが国の政治・社会・経済体制は従来のものから全く異なるものに転換された。

戦前の日本の経済体制は、財閥による市場支配、富の偏在などに見られるように民主主義的要素が欠けていたと考えられ、占領軍の強い指導のもとに思い切った経済民主化が執り行われた。それは大別すると次の三つにまとめられる。

- ① 財閥解体および過度の経済力集中排除
- ② 統制団体の除去
- ③ 独占禁止法の制定

①と②は、いずれも過去に作られ、当時存在していた非民主的存在を排除しようとするものであるが、③については将来にわたって企業の結合、独占、カルテル結合を禁止しようとする措置であることに特色がある。米国の独占禁止法であるシャーマン法(Sherman Act,1890)、クレイトン法(Clayton Act, 1914)、および連邦取引委員会法(Federal Trade Commission Act, 1914)の内容が取り入れられ1947年わが国の独占禁止法として「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)として公布された(以下、「独占禁止法」という)。

独占禁止法は、第1条においてその目的を、

- ① 私的独占、不当な取引制限および不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、
- ② 公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用および国民実所得の水準を高め、もって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することとしている。

b. 独占禁止法の適用除外

独占禁止法は、無制限の自由競争を確保することを絶対的役割として担っているわけではなく、ある一定の条件下においては、当該分野の健全な発展と運営を図るために何らかの競争を制限しなければならないことがある。

独占禁止法にいう“不当な取引制限”とは、複数の事業者間の共同行為、いわゆるカルテルをいうが、際限のない自由競争が当該分野の特性のために、最終的に消費者の利益に反することがありうる場合には、一定の共同行為も認められるケースもありうると考えられる。

このような分野については、独占禁止法の適用除外が認められている。

c. 損害保険業と独占禁止法の適用除外

損害保険会社間の共同行為については、損害保険業の特殊性から独占禁止法との調整が図られ、一定の共同行為について独占禁止法の適用除外制度が設けられている。

これらの共同行為については、原則として独占禁止法上の問題はない。

現在の共同行為に対する独占禁止法の適用除外規定を整理すると図2-1のとおりである。

① 料率団体の行為に対する適用除外

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて、基準料率（自動車損

害賠償責任保険および地震保険の基準料率(営業保険料率)を算出し、会員の利用に供する行為については、適用除外とされている。

損害保険料率算出団体に関する法律

(業務の範囲)

第7条の2 料率団体は、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

- 一 参考純率を算出し、会員の利用に供すること。
- 二 基準料率を算出し、会員の利用に供すること。

(以下略)

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第7条の3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第8条第1項(第1号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、料率団体が第7条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定に基づいて行う行為には、適用しない。ただし、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者又は被保険者の利益を不当に害することとなるときは、この限りでない。

② 保険業法の規定による適用除外

保険業法は、

- イ. 包括的適用除外:共同行為について包括的⁵に独占禁止法の規定が適用されないもの
- ロ. 部分的適用除外:列挙された共同行為についてのみ独占禁止法の規定が適用されないもの

の2つのグループに分けて適用除外を規定している。

これは、巨大リスクのため一保険会社単独では引受けが困難であり保険会社間のリスクの分散・平準化が必要な場合があることや、保険契約者間の公平

⁵ ただし、保険契約者や被保険者の利益を不当に害するときを除く。以下同じ。

性や被害者救済などの社会政策的要請がある保険種類が存在すること等の理由から適用除外が認められているものである。

イ. 包括的適用除外(保険業法第101条第1項第1号)

包括的に適用が除外されるグループとして挙げられているのが、航空保険、原子力保険、自動車損害賠償責任保険および地震保険の固有業務である。

これらの保険種目については、損害保険会社が他の損害保険会社と行う協定、契約その他の共同行為について当該事業の固有の業務に関するものが独占禁止法適用除外とされている。ここでいう固有業務とは、保険の引受け、保険金の支払等の保険取引業務のことである。

ロ. 部分的適用除外(保険業法第101条第1項第2号)

上記イ. で列挙した以外の保険種目については、共同再保険(再保険プール)に関する次の共同行為(危険の分散または平準化を図るために再保険プールを結成しておかなければ、契約者または被保険者に著しく不利益を及ぼす場合に限る。)は、独占禁止法の規定が適用されない。

- 保険約款の内容(保険料率に係るものを除く)の決定(元受を含む)
- 損害査定の方法の決定(元受を含む)
- 再保険の取引に関する相手方または数量の決定
- 再保険料率および再保険に関する手数料の決定

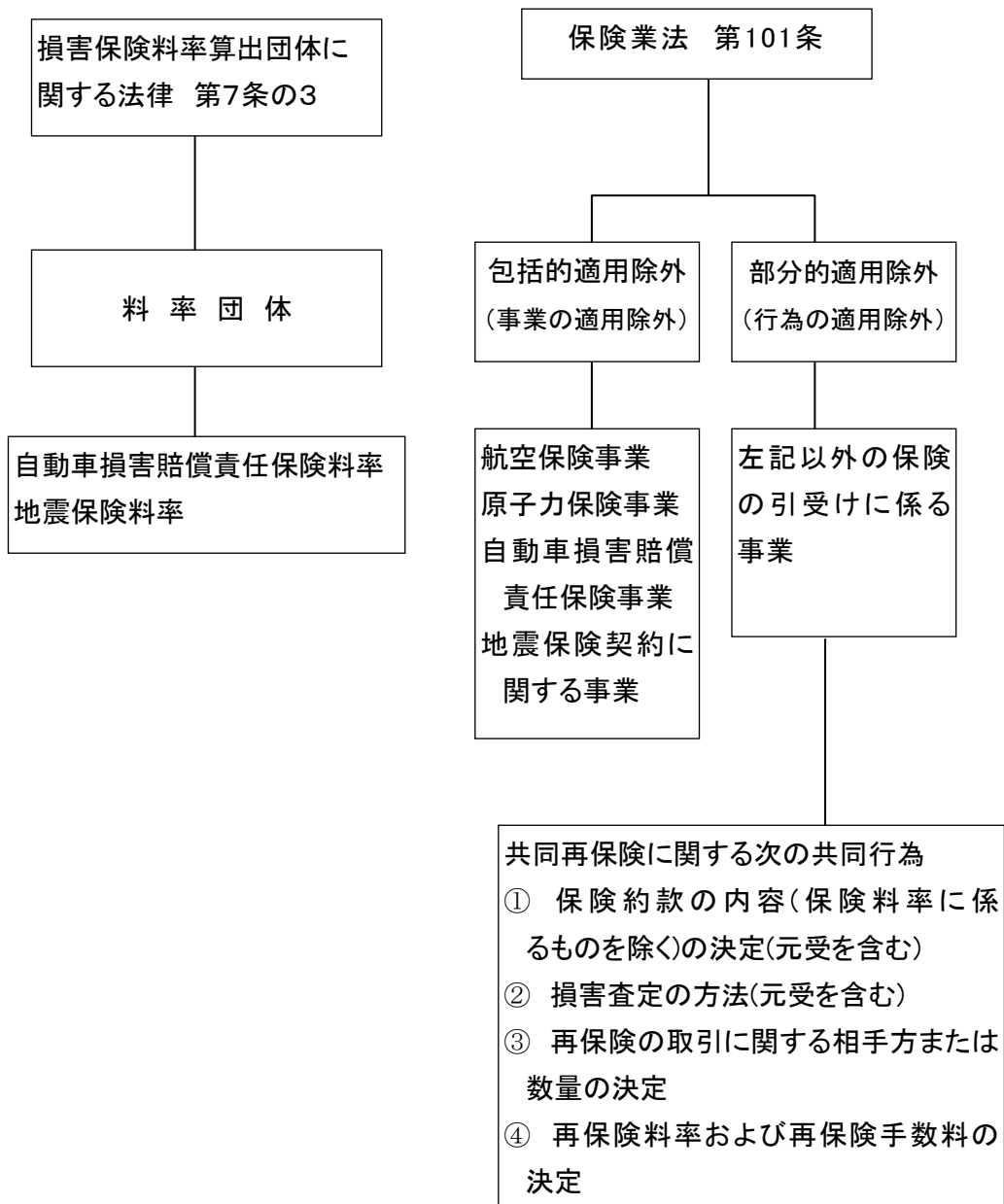
d. 適用除外を受ける場合の手続

共同行為について、適用除外を受けるためには、保険業法第102条第1項の規定により、金融庁長官の認可が必要となる(この場合の認可要件は保険業法第102条第2項)。認可の申請書に記載すべき事項については、施行規則第55条に記されている。

さらに、金融庁長官が共同行為の認可をするにあたっては、公正取引委員会の同意が必要となる(保険業法第105条第1項)。

なお、公正取引委員会は共同行為の認可についての取消し、変更処分を請求することができる(保険業法第105条第3項)。

図2-1 共同行為に対する独占禁止法適用除外一覧



保険業法

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第101条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、次条第1項の認可を受けて行う次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者若しくは被保険者の利益を不当に害することとなるとき、又は第105条第4項の規定による公示があった後一月を経過したとき(同条第3項の請求に応じ、内閣総理大臣が第103条の規定による処分をした場合を除く。)は、この限りでない。

- 一 航空保険事業(航空機(ロケットを含む。以下この号において同じ。)若しくは航空機により運送される貨物を保険の目的とする保険又は航空機の事故により生じた損害を賠償する責任に関する保険の引受けを行う事業をいい、航空機搭乗中の者の傷害に関する保険の引受けに係る事業を含む。)、原子力保険事業(原子力施設を保険の目的とする保険又は原子力施設の事故により生じた損害を賠償する責任に関する保険の引受けを行う事業をいう。)、自動車損害賠償保障法の規定に基づく自動車損害賠償責任保険事業又は地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)に規定する地震保険契約に関する事業の固有の業務につき損害保険会社が他の損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。)と行う共同行為
- 二 前号以外の保険の引受けに係る事業において、危険の分散又は平準化を図るためにあらかじめ損害保険会社と他の損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。)との間で、共同して再保険することを定めておかなければ、保険契約者又は被保険者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合に、当該再保険契約又は当該再保険に係る保険契約につき次に掲げる行為の全部又は一部に関し損害保険会社が他の損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。)と行う共同行為
 - イ 保険約款の内容(保険料率に係るものを除く。)の決定
 - ロ 損害査定の方法の決定
 - ハ 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定
 - ニ 再保険料率及び再保険に関する手数料の決定

- 2 第105条第3項の規定による請求が共同行為の内容の一部について行われたときは、その共同行為の内容のうちその請求に係る部分以外の部分については、前項ただし書(同条第4項の規定による公示に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、前項本文の規定の適用があるものとする。

(共同行為の認可)

第102条 損害保険会社は、前条第1項各号の共同行為を行い、又はその内容を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請に係る共同行為の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 保険契約者又は被保険者の利益を不当に害さないこと。
 - 二 不当に差別的でないこと。
 - 三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。
 - 四 危険の分散又は平準化その他共同行為を行う目的に照らして必要最小限度であること。

(共同行為の変更命令及び認可の取消し)

第103条 内閣総理大臣は、前条第1項の認可に係る共同行為の内容が同条第2項各号に適合するものでなくなったと認めるときは、その損害保険会社に対し、その共同行為の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(共同行為の廃止の届出)

第104条 損害保険会社は、共同行為を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(公正取引委員会との関係)

第105条 内閣総理大臣は、第102条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第103条の規定による処分をしたとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。
- 3 公正取引委員会は、第102条第1項の認可を受けた共同行為の内容が同条第2項各号に適合するものでなくなったと認めるときは、内閣総理大臣に対し、第103条の

規定による処分をすべきことを請求することができる。

- 4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

[参考文献]

1. 木村栄一編 『損害保険論』 (有斐閣双書)
2. 長崎正造著 『損害保険論入門』 (有斐閣双書)
3. 嶋倉征雄著 『損害保険料率算定の基礎知識』 (損害保険企画)
4. 『アクチュアリージャーナル 1999年3月ワークショップ特集号』 (日本アクチュアリー会)
5. 保険研究会 『コンメンタール保険業法』 (財経詳報社)